

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を制定することが義務付けられており、本校の生徒一人一人が安定した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を制定する。

1 いじめとは

「いじめ」とは、本校の生徒に対し、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、これらの行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止

学 校 全 体

- 授業、委員会活動、部活動、行事など、全ての場面において、規律とマナーの意識を高める。
- 全校朝礼などで、校長又は生活指導主任が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、生徒が自己有用感・自尊感情を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを意図的に設ける。
- いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例：ふれあい月間における生徒会本部によるいじめ防止標語の募集や心温まる「ありがとうメッセージ」の企画をはじめ、各専門委員会によるいじめをなくすための取組や美術部によるいじめ防止ポスターの作成など）
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、スクールカウンセラー（以下SC）を含む教職員間の共通理解を図り、関係諸機関と連携しながら実践力を高める。
- 生徒が、いつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
（例：連絡帳の活用や二者面談の実施など）
- セーフティ教室や道徳授業地区公開講座、日々の授業などで、インターネット上の誹謗中傷やいじめを防止するための啓発活動や人権尊重教育を推進する。
- 生活指導主任会の場などを通じて、小学校との情報共有を密に行い、生徒理解の深化に努める。
- 「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域及び行政など関係諸機関との連携の必要性を学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営協議会などで伝え、理解と協力をお願いする。

学級担任等

- 「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- 生徒一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、生徒との人間関係を築く。
- 生徒が学校・学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育、人権尊重教育の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、人権感覚をもち、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 早期発見のための措置

学 校 全 体

- 教職員一人一人が日常から生徒とのコミュニケーションを図り、悩みや不安を相談しやすい雰囲気醸成するとともに、いじめの疑いがある状況を迅速にキャッチできるように「いじめ」の定義に対する共通理解の徹底を図る。
- 6月・11月・2月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を生活指導部会で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- 生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる窓口として、保健室や相談室での対応、関係機関の電話相談窓口などについて周知する。
- 全教職員で、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築などに努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設けたり、(例：休み時間・放課後の生徒との雑談や行動観察、連絡帳の活用など) 三者面談などの機会を活用し、保護者からも情報を収集したり、連携を図る。

4 いじめに対する措置

(別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」参照)

早 期 対 応

校務分掌に「いじめ対策委員会」を特別委員会として位置付ける。(管理職、生活指導主任、SC、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(以下CD)、不登校支援CD、学年CDの他、必要に応じて、学年主任、担任が加わる)

- ①「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する。
 - ・いじめの情報を受けたときは、迅速かつ正確な情報把握を把握するため、いじめ認知報告書を作成し、「いじめ対策委員会」に提出をする。把握した情報に基づき、「いじめ対策委員会」を開き、方針や教職員の役割分担を明確にし、対応する。
- ②被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への指導・支援体制を組む。
 - ・被害生徒の安全の確保とSCなどを活用したケアを行う。
 - ・加害生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
 - ・いじめを報告した生徒がいる場合、安全を確保するための取組を徹底する。
- ③教育委員会・関係諸機関との連携を進める。
 - ・状況に応じて、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)、警察関係者などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所など関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する。
 - ・家庭訪問(加害生徒宅、被害生徒宅とも。また、学級担任・学年主任を中心に複数で対応)などにより、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・保護者や地域の方々(民生・児童委員、主任児童員、自治会役員等)による登下校時の声掛けや見守りを依頼したりする等、具体的な取組を通して、多くの大人に見守られているという安心感を生徒に与える。

重大事態への対処

- 重大事態(重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」による義務規定に従う)の発生は、校長が速やかに電話で昭島市教育委員会へ報告し、合わせて対応の詳細を記録した「いじめの対応記録」を提出する。教育委員会と学校の密接な連携・協力の下、調査や該当生徒、保護者などへの対応などに当たる。

令和6年4月1日
昭島市立多摩辺中学校

- 被害生徒及び保護者の心のケアに努めるとともに、安全確保・不安解消のために複数教員で見守るなどの支援を行う。また、その際は、ＳＣやＳＳＷと連携する。なお、登校が難しい場合には、オンライン授業、別室対応（支援室）、教育支援室など、適切な場を設け、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援等、当該生徒の実態に応じて総合的な支援を行う。
- 加害生徒に対してはその保護者とも十分に協議し、教職員やＳＣによる面接等を通して、更生のための支援を行う。状況に応じて別室での学習を実施し、関係諸機関との連携を図り、加害生徒及び保護者のさらなる更生への支援を行う。
- いじめについて説明責任を果たす必要がある場合には、教育委員会、ＰＴＡ、地域と連携し、個人情報に配慮した上で、緊急保護者会等を開催し、事実と学校の対応について説明する。

別紙 組織的ないじめ対応の流れ

